

行政監査の結果に係る措置状況について

地方自治法第199条第2項の規定に基づく行政監査の結果（平成31年2月5日付け 公表）に係る措置状況の通知が別紙のとおりあったので、同条第14項の規定により公表する。

令和2年4月15日

山形市監査委員	玉	田	芳	和
同	村	山	秀	幸
同	渡	辺		元
同	中	野	信	吾

行 第 42 号
令和2年 3月24日

山形市監査委員 様

山形市長 佐藤 孝弘

平成30年度行政監査に係る1年後の措置状況について(通知)

平成30年度行政監査「公の施設の使用料について」に係る1年後の措置状況について、地方自治法第199条第12項の規定に基づき通知します。

記

- 1 通知内容 別紙「監査結果についての措置状況報告書（1年後報告）」

監査結果に係る一年後の措置状況報告書
平成30年度行政監査「公の施設の使用料について」

項目	監査結果
着眼点1	使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行なわれているか。
着眼点2	使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。
着眼点3	使用料の算定根拠は明確になっているか。

通 No	項目	監査結果	使用料の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)	措置見込(改善・検討の結果)
1	着眼点1	(2) 使用変更の許可申請に係る使用料を誤って減額して決定しているもの	山形まなび館使用料	企画調整部	文化振興課	山形まなび館条例施行規則第11条第1項の規則に則り、適正に取り扱うよう運営事業者へ指導を行った。平成31年1月からは適正に使用料の徴収を行っている。	平成31年4月より文化振興課に移管したが、新しい運営事業者に対しても指導を行い、引き続き適切に使用料の徴収を行っている。
2		(3) 使用料の減免について、市長名で決定通知していないもの	児童遊戯施設ホール等使用料	こども未来部	こども未来課	平成31年1月から、減免決定について市長名で通知するよう改善し、指定管理者にもその旨指導している。	市長名で通知している。
3		(4) 使用料の減免の決定に係る起案文書に、減免基準の適用条項を記載していないもの	山形まなび館使用料	企画調整部	文化振興課	平成31年1月から、減免決定の根拠となる減免基準の適用条項を起案文書に記載するよう改善した。(山形まなび館使用料の減免に関する取扱基準第1項)	平成31年4月より文化振興課に移管した後も、引き続き適切に事務処理を行っている。
4		(5) 使用料の還付の決定に係る起案文書に、規則の適用条項を誤って記載しているもの	児童遊戯施設ホール等使用料	こども未来部	こども未来課	今後の起案等の事務において、適用条項を十分確認したうえで業務を遂行する。	適用条項確認のうえ、適切に事務処理している。
5		(6) 冷暖房料を使用料の歳入科目で収入しているもの	清風荘使用料	企画調整部 財政部	文化振興課 財政課	平成31年度より、指値のとおり対応する。	令和元年度より歳入細節「冷暖房料」科目を新設し、収入している。
6			児童遊戯施設ホール等使用料	こども未来部 財政部	こども未来課 財政課	平成31年度より、指値のとおり対応する。	令和元年度より歳入細節「冷暖房料」科目を新設し、収入している。
7	着眼点2	(1) 減免基準の内容が明確でないもの	公園使用料	まちづくり政策部	公園緑地課	減免基準の区分及び減免率について検討していく。	令和2年度に減免基準の区分及び減免率について見直し予定。
8	着眼点3	(1) 施設供用開始時の使用料算定根拠が不明になっているもの	山寺芭蕉記念館入館料及び使用料	企画調整部	文化振興課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
9			清風荘使用料	企画調整部	文化振興課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
10			大曾根さわやか荘浴室使用料	福祉推進部	長寿支援課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
11			山形まなび館使用料	企画調整部	文化振興課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
12			公園使用料	まちづくり政策部	公園緑地課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。
13			山形駅東口交通センター駐輪場使用料	都市整備部	道路維持課	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は根拠資料の保存を適切に行う。	今年度は新たに使用料を設定したり見直しを行っていないので、今後そのような場合が生じたときに適切に対応する。
	監査の意見	① 着眼点1から着眼点3について		-	-	個別事項にて回答	

教（管）第402号

令和2年3月26日

山形市監査委員 様

山形市教育委員会

行政監査の措置状況について（通知）

令和2年2月4日付け監第132号で通知のありました平成30年度行政監査の結果に係る1年後の措置状況について、別紙のとおり通知します。

監査結果に係る一年後の措置状況報告書
 平成30年度行政監査「公の施設の使用料について」

項目	監査結果
着眼点1	使用料の徴収や減免は、条例等に基づき適正に行なわれているか。
着眼点2	使用料の減免の基準や考え方は整理され、公平・公正なものとなっているか。
着眼点3	使用料の算定根拠は明確になっているか。

通 No	項目	監査結果	使用料の名称	担当部	担当課	措置見込(改善・検討の結果)	措置見込(改善・検討の結果)
1	着眼点1	(1) 指定管理者に指定した際、利用料金の額について承認をしていないもの	総合スポーツセンター使用料(第一体育館 競技場及び第二体育館会議室)	教育委員会	スポーツ保健課	総合スポーツセンターの指定管理期間が平成31年度に切り替わることから、 法令及び条例に基づき、適正に承認手続きを行って参ります。	総合スポーツセンターの指定管理期間の切替に伴い、平成31年 3月29日付け、承認手続きを行った。
2	着眼点1	(6) 冷暖房料を使用料の歳入科目で収入しているもの	中央公民館ホール等使用料	教育委員会 財政部	社会教育青少年課 財政課	平成31年度より、ご指摘のとおり対応いたします。	令和元年度より歳入細節「冷暖房料」科目を新設し、収入してい る。
3	着眼点3	(1) 施設供用開始時の使用料算定根拠が不明になっているもの	中央公民館ホール等使用料	教育委員会	社会教育青少年課	今後、新たに使用料を設定する際や随時見直しを行う際は、根拠資料の保 存について留意いたします。	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は、根拠資料 の保存を適切に行う。
4			総合スポーツセンター使用料(第一体育館 競技場及び第二体育館会議室)	教育委員会	スポーツ保健課	使用料の見直しを行った際は、算定根拠資料を適正に保存して参ります。	今後、新たに使用料を設定する際や見直しを行う際は、根拠資料 の保存を適切に行う。